

成年後見制度の問題点

鈴木美奈子

現在の成年後見制度は大幅な見直しが必要であることを、利用者の立場からお伝えします。

東京家庭裁判所のサイトの東京家庭裁判所後見センターのページに、以下の記載があります。

(6)初回報告後の成年後見人等の業務

成年後見人等は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、その心身の状態や生活状況に配慮した事務処理をする義務を負っており、このような点を踏まえて、本人の財産を適正に管理し、本人の利益を保護するために必要な行為（代理行為等）を行うことが求められます。

申立てのきっかけとなったこと（遺産分割をする、保険金を受け取る等）だけをすれば良いものではなく、成年後見人等は、本人が亡くなるか能力が回復するまで、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。

そして成年後見人等は、後見等が終了するまで、行った職務の内容(後見事務)を定期的に又は随時に家庭裁判所に報告しなければなりません。

成年後見人等になった以上、本人の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識をもって管理していただく必要があります。成年後見人等が不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりませんし、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

私の伯母の保佐人の弁護士は、再三、「本人の自己決定権の尊重」を図ることを怠り、「その心身の状態や生活状況に配慮した事務処理をする義務」を怠ってきました。

平成31年3月19日の朝日新聞の朝刊に、『成年後見人には「親族が望ましい」最高裁、考え方示す』の記事が第一面に掲載されました。(添付①)

そこには、「最高裁は基本的な考え方として、後見人にふさわしい親族など身近な支援者がいる場合は、本人の利益保護の観点から親族らを後見人に選任することが望ましいと提示。」とあります。そして、「後見人の交代も、不祥事など極めて限定的な現状を改め、状況の変化に応じて柔軟に交代・追加選任を行うとする。」とも記されています。その為、「後見人にふさわしい親族など身近な支援者」に相当する者として、私が伯母の保佐人として元倉氏の代わりを務められるよう、平成31年3月27日に東京家庭裁判所後見センターに「保佐人交代申立」を申請しま

したが、令和元年9月7日に却下の通知を受け取りました。

また、伯母が入所中の施設で、令和元年9月24日に転倒したとの連絡を受けた為、伯母の保佐人に連絡をしましたが、なんの返答もありませんでした。(添付②)

婦人公論 No.1500 号に「家族の幸せが奪われた！多発する成年後見人トラブル」、No.1522 号に、「認知症の人を助けるはずが…成年後見人制度のワナ」の記事が掲載されました。(添付③&④) 伯母自身、正にそのトラブルに巻き込まれ、ワナに陥れられています。私は、その伯母を1日も早く救い出し、余命を本人の意思と人権を尊重する親族の保佐人の元で安心して過ごせるように活動しています。

私たち同様、辛い思いをしている方々がかなり多いことに気づき、私たちのような人々がこれ以上増えないように、「成年後見制度を考える会」のウェブサイトを立ち上げました。

<http://koken110.net/>

この会の中で、いくつか改良策の案が出ています。

- ① 最高裁判所が提唱するように、成年後見人には実際に身近で世話をしている親族がなれるようにする事です。
- ② 法人後見制度にする事。今は一人で何をしているかわからない職業後見人が多く、利用者は不満でいっぱいです。法人にすると会社が全てを把握し、危険が少なくなる筈です。
- ③ 期間限定後見を設ける事。必要手続き終了後に、職業後見人解任を可能にする事です。

成年後見制度の利用者を増やしたいのであれば、私たち被害者（利用者）との意見交換会を開き、被害の実態を知り、改良することが必須だと思われれます。いつお話し合いをさせて頂けるのか、書面で回答をお願い致します。

以上

令和元年 9月 28日